



国民健康保険

1 届け出を忘れずに

就職や退職などの異動が多くなるこの時期。新たに国保に加入するときや、国保から他の健康保険に変わったときなどは、国保窓口への届け出が必要です。加入の届け出が遅れると、資格が発生した月までさかのぼって国保税が課税され、まとめて納めることになります。また、国保を抜ける場合は、届け出をしないと課税され続けますので、ご注意ください。届け出に必要な書類など、詳しくは健康保険課給付係へお問い合わせください。

【国保窓口】健康保険課給付係、都南総合支所税務福祉係、玉山総合事務所健康福祉課、各支所

★健康保険課と都南総合支所、玉山総合事務所は4月1日(土)9時～17時も受け付けます

- 国保に加入するとき
 - ・職場の健康保険などの資格がなくなった
 - ・他の健康保険の被扶養者から外れた
 - ・生活保護を受けなくなった
 - 国保から抜けるとき
 - ・職場の健康保険などに加入した
 - ・他の健康保険の被扶養者として認められた
 - ・75歳未満で後期高齢者医療制度に変わった
- ☆転入・転出・出生・死亡に伴う国保の加入・脱退の手続きは、住民票や戸籍などの届け出後に市が行います

4 医療費が高額になったときの払い戻し（高額療養費）

1カ月に医療機関に支払った自己負担額が高額になった場合に申請すると、一定の金額（負担限度額）を超えた分が高額療養費として払い戻されます。負担限度額は年齢や所得によって異なります（表1と表2のとおり）。また、限度額適用認定証※1を使った場合でも、世帯や入院・外来受診の合計が限度額を超えたときは、高額療養費の申請ができます。手続きは健康保険課給付係や都南総合支所税務福祉係、玉山総合事務所健康福祉課で受け付けます。領収書と保険証、世帯主の印鑑、銀行の口座番号が分かるものを持参し、受診から2年以内に申請してください。

※1 窓口で支払う額が自己負担限度額までとなる証明書（70歳未満の人と70～74歳の住民税非課税世帯の人が対象）。受診の際に医療機関への提示が必要です

限度額は市・県民税の申告所得によって決まるので、所得がない人も必ず申告してください



5 交通事故などに遭ったとき

交通事故など第三者の行為によって病気やけがをしたときは、届け出により国保で治療できます。この場合、自己負担分を除く医療費を国保が立て替え、加害者に請求します。詳しくは健康保険課給付係へお問い合わせください。

病気やけがのときに安心して医療を受けられるよう、全ての人が健康保険に加入することになっています。健康保険には、全国健康保険協会や、企業や業種単位で組織している健康保険組合などがあります。市が運営している国民健康保険（国保）もその一つ。加入者みんなの支え合いで成り立っている国保の制度についてお知らせします。【広報ID】1003549

2 国保加入の事前受け付け

3月31日(金)で他の健康保険の任意継続資格が満了となり、4月から市の国保に加入する人は、事前に国保窓口で加入の届け出ができます。届け出には、健康保険資格喪失証明書か資格喪失予定年月日などが記載された健康保険証と印鑑が必要です。保険証は4月3日(月)以降に順次郵送します。

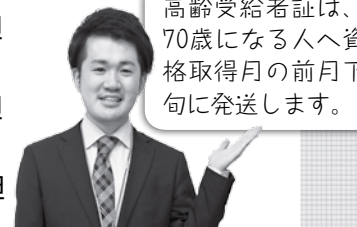
【受付期間】
3月16日(木)・17日(金)・21日(火)～24日(金)、8時半～17時半
☆健康保険課と都南総合支所、玉山総合事務所は3月26日(日)の9時～17時と27日(月)～31日(金)の8時半～18時半も受け付けます。その他の支所は3月16日(木)～31日(金)の平日の8時半～17時に受け付けます

3 70～74歳の自己負担割合

70歳になった翌月（1日生まれの人はその月）から、医療機関を受診する際には、高齢受給者証の提示が必要です（後期高齢者医療制度の加入者を除く）。高齢受給者証は、医療機関で支払う自己負担割合を示すものです。

- 昭和19年4月1日以前に生まれた人…1割負担（一定以上の所得がある人を除く）
- 昭和19年4月2日以降に生まれた人…2割負担（一定以上の所得がある人を除く）
- 一定以上の所得がある人……………3割負担

高齢受給者証は、70歳になる人へ資格取得月の前月下旬に発送します。



高額療養費（払い戻される額）の計算式
(1カ月に医療機関ごとに支払った自己負担額の合計*) - (表1または表2の限度額)
★70～74歳の人は医療機関ごとの金額にかかわらず自己負担額の合計。70歳未満の人は一つの病院で入院、外来ごとに2万1000円以上支払った場合が対象

表1 70歳未満の人の自己負担限度額（月額）

住民税の課税状況	総所得から基礎控除を引いた額	限度額（過去1年以内に3回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の限度額）
課税あり	901万円超※2	25万2600円+[(総医療費-84万2000円)×1%] (14万100円)
	901万円以下600万円超	16万7400円+[(総医療費-55万8000円)×1%] (9万3000円)
	600万円以下210万円超	8万100円+[(総医療費-26万7000円)×1%] (4万4400円)
	210万円以下	5万7600円 (4万4400円)
非課税		3万5400円 (2万4600円)

※2 所得申告をしていない場合はこの額とみなされます

表2 高齢受給者証を持っている70～74歳の自己負担限度額（月額）

区分※3	個人ごとの外来限度額	世帯で入院・外来があり、合算する場合の負担限度額（過去1年以内に3回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の限度額）
一定以上所得者	4万4400円	8万100円+[(総医療費-26万7000円)×1%] (4万4400円)
一般	1万2000円	4万4400円
低所得者	II I	2万4600円
		1万5000円

※3 一定以上所得者：高齢受給者証の負担割合が3割の世帯の人
一般：一定以上所得者を除く住民税課税世帯の人
低所得者Ⅰ・Ⅱ：国保加入者全員と世帯主が住民税非課税でかつ所得が0円（年金収入のみの人は年額が80万円以下）の場合は「低所得Ⅰ」に、それ以外の場合は「低所得Ⅱ」になります

6 国保税の年金天引きについて

- 次の①～③の全てに該当する場合、国保税は世帯主の年金から天引きします。
- ①世帯主が国保加入者で、同じ世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満
 - ②世帯主の対象年金受給額が年額18万円以上
 - ③世帯主の介護保険料と国保税の合計額が、対象年金受給額の2分の1以下

4月からの年金天引きについて

国保税は、前年所得の確定後7月中旬に決定しますので、4・6・8月は、2月に天引きした額を仮の税額として天引きします（仮徴収）。10・12・翌年2月は、確定した税額と仮徴収額との差額を3回に分けて天引きします（本徴収）。

表3 年金天引きの開始時期など

天引きの対象になった時期※	通知時期	開始時期
28年4月2日～28年10月1日	29年3月	29年4月
28年10月2日～28年12月1日	29年5月	29年6月
28年12月2日～29年2月1日	29年6月	29年8月

※世帯主の65歳到達や、転入などで国保の資格が新たに発生した時期

なお、新たに年金天引きの対象になる世帯には、表3のとおり事前に通知します。

世帯主が75歳になる場合の年金天引きの中止

28年度に年金天引きになった世帯のうち、29年度中に世帯主が75歳で後期高齢者医療制度の加入者になる場合、29年4月以降は納税通知書や口座振替による納付に変更します。対象になる世帯主には、7月中旬に納税通知書を送付するので、納付方法にご注意ください。

口座振替に変更できます

年金天引きに代えて口座振替にしたい場合は、通帳と印鑑を持参の上、利用している金融機関で口座振替の申し込みをしてから、健康保険課で「口座振替納付申出書」の提出が必要です。なお、世帯主が健康保険課で口座振替の手続きをする場合は、本人のキャッシュカードのみで申し込みができます。詳しくは、健康保険課徴収係へお問い合わせください。

7 国保を使えない場合があります

整骨院や接骨院での施術（柔道整復）

骨折や脱臼、打撲、捻挫、挫傷の場合も国保を使えますが、次の場合は対象になりません。

- 肩こりや腰痛などの筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなどからくる痛み
- 整形外科や外科で治療中の部位

はり・きゅう・マッサージ

はり・きゅうでは、神経痛やリウマチ性疾患、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症などの慢性的な痛みが主な症状の場合は国保を使えます。マッサージでは、筋麻痺や関節拘縮症など、医療上必要な場合は国保を使えますが、疲労回復などは対象外です。

いずれも国保を使う場合は、医師があらかじめ発行する同意書が必要です。

国保税を適正に使用するため、市が施術内容などを確認することがあります



領収書は大切に保管を

施術を受けた際の領収書は必ず保管し、市が送付する療養費通知とその内容を比較して、不明な点がある場合は健康保険課給付係へお問い合わせください。

訪問保健指導をしています

国保特定健診や人間ドックを受けた人、医療機関や整骨院へ通っている人などに、重症化予防のため訪問保健指導を実施。また、町内会などに出向いて生活習慣病や医療費についての講話も行っています。詳しくは、健康保険課給付係へお問い合わせください。



生活習慣病を予防しましょう！

生活習慣病予防のため特定保健指導「サンサンチャレンジ」に申し込みを！

国保加入者で特定健診の結果、生活習慣病の危険度が高く、生活習慣の改善で予防が期待できる人に生活改善や栄養・運動について保健師や管理栄養士などが無料でアドバイスする特定保健指導「サンサンチャレンジ」利用券を送付しています。利用券が届いた人は早めに健康推進課にお申し込みください。【問】市保健所健康推進課 ☎603-8305

★所得に関わらず申告を

国保税は前年の所得などを基に計算されます。所得の申告がないと、国保税の軽減や国保の給付が正しく受けられないことがあります。前年の収入がない場合でも必ず申告をしましょう。（詳しくは1月15日号をご覧ください）

★2月28日(火)は28年度の国保税の最終納期限です

事情があって納期限までに納付できないときは、健康保険課徴収係へ早めにご相談ください。

★軽減・減免制度があります

離職日時点で65歳未満の人で、倒産や解雇、雇止めなどで失業し、雇用保険を受給している人は、国保税が軽減される場合があります。また、災害や病気、リストラにより所得が減少したときは、申請により国保税や一部負担金が減免となる場合があります。詳しくは、国保税については賦課係、一部負担金については給付係へどうぞ。

還付金がATMで支払われることは絶対にありません！

高齢者などを狙った悪質な還付金詐欺が多発しています。電話で「医療費や国保税の還付金がある」と語り、コンビニやスーパーなどの現金自動預払機（ATM）へ誘導しお金を振り込ませる手口です。健康保険課の職員が電話で還付金の案内をすることは絶対にありません。不審な電話があったら一人で悩まず、すぐに警察や市消費生活センター ☎624-4111に相談してください。

還付金詐欺



問い合わせや届け出、相談は健康保険課

国民健康保険窓口（市役所別館1階）

- ▶保険証・医療給付・訪問保健指導は……給付係 ☎613-8436
- ▶納税通知書・課税内容は……賦課係 ☎613-8437
- ▶納付相談・口座振替は……徴収係 ☎613-8438
- ▶特定健診は……業務係 ☎626-7527
- ▶市・県民税の申告は……市民税課 ☎613-8497・8498